

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、保護者に説明すべき内容は、次のとおりとする。

事前にご確認いただきたいことを掲載しています。必ずご一読いただき、ご理解いただきました上で同意書をご提出下さい。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 和田福祉会
所 在 地	兵庫県丹波市山南町和田 372 番地 1
電 話 番 号	0 7 9 5 - 7 6 - 0 2 2 4
代表者氏名	理事長 大地 常夫

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 わだ
施 設 の 所 在 地	兵庫県丹波市山南町和田 372 番地 1
連 絡 先	電話番号 0 7 9 5 - 7 6 - 0 2 2 4 F A X 0 7 9 5 - 7 6 - 0 2 4 3
管 理 者	園 長
対 象 幼 児	満3歳以上の小学校就学前幼児及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	< 1号認定子ども > 満3歳以上の小学校就学前幼児のうち、2号認定子ども以外の幼児 10人 < 2号認定子ども > 満3歳以上の小学校就学前幼児のうち、保育を必要とする幼児 68人 < 3号認定子ども > 満3歳未満で保育を必要とする幼児 42人
開 設 年 月 日	平成26年 4月 1日
事 業 所 番 号	7140005007978

3 施設の目的・運営方針

(1) 教育保育の基本理念

生きる力の基礎を育む

- ・自分の可能性を信じ、自信をもって生きる力の基礎を培う。
- ・将来自由意志（自分のことは自分で決められる）が発揮できる基礎的な力を養う。

(2) 教育・保育方針

認定こども園法に基づいた教育・保育要領に沿い、安心・安全で豊かな環境の下、温かい人間愛に満ちあふれた“つながり“を大切にし、心身ともに健やかに一人一人の「夢」をはぐくむ教育・保育を行う。また、義務教育への滑らかな接続や学びの連続性を見据え、0歳から就学前幼児の「遊び」を通した豊かな体験の中で、生きる力の基礎を「学ぶ」教育・保育を行う。さらに地域に開かれた「子育て・親育ち」のための拠点として、地域や保護者との連携を図りながら、安心して子育て・親育ちが出来る共同のコミュニティーの形成に努める。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	4,999.09 m ²
	園庭	1,116.73 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	1950.43 m ²

(2) 主な設備

(R8年2月現在)

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこぐみ(0歳児) りすぐみ(1歳児)
ほふく室	1室	ひよこぐみ(0歳児) りすぐみ(1歳児)
保育室	4室	こあらぐみ(満2歳児)、うさぎぐみ(満3歳児)、きりんぐみ(満4歳児)、らいおんぐみ(満5歳児)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
子育て支援室	1室	
ランチルーム	1室	
職員室	1室	
会議室	1室	
医務室	1室	

5 職員の設置状況

(R8年2月現在)

職種	人数	職種	人数
園長	1	栄養士・調理員	3
副園長	1	事務員	1
事務長	1	看護師、養護教諭	1
主任(幼稚園部・保育園部・事務)	3	補助員	2
保育教諭(副主任等含む)	22	子育て支援	1

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系			
園長	勤務時間	7:00～16:00	8:00～17:00	9:00～18:00
副園長				
主任保育教諭	勤務時間	7:00～16:00	7:30～16:30	8:00～17:00
保育教諭				
子育て支援員				
栄養士・調理員	勤務時間	7:50～16:50	8:00～17:00	
事務長				
事務主任、事務員	勤務時間	8:00～17:00		

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なる。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがある。

6 幼児教育・保育を提供する日

認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なる。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の園児	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始（12月25日から1月7日）（※注）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする園児	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする園児	

（※注）土曜日でも、保育が必要な場合は一時預かり事業を利用することもできる。

7 幼児教育・保育の提供時間

認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なる。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 （概ね4時間程度）	8時～14時 ※1
2号・3号認定子ども	保育標準時間 （最大11時間）	7時～18時 ※2
	保育短時間 （最大8時間）	8時～16時 ※3

全ての認定区分の子どもの最終登園時刻は、やむを得ない場合を除き、8時半とする。

※1 14時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできる。

※2 2号3号の保育標準時間は、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供する（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となる）。

※3 2号3号の保育短時間は、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となる。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要）。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、改訂、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供する。

(2) 特色ある教育・保育の推進

英語あそび、音楽あそび、運動遊び、食育、保健指導、安全指導の取り組みを推進する。

(3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施する。

園バスを利用の場合は、別途利用者負担が必要。

(4) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせする。

※ 食物アレルギー等の場合は、事前に医療機関を受診の上、完全除去とし代替食の措置を行う。

(5) その他

一時預かり事業

家庭において保育を受ける事が一時的に困難となった乳幼児を、一時的に保育する。

地域子育て支援事業

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行なう場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園に支払うこととする。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる利用者負担額のほか、別表 3 に掲げる費用を支払うこととする。

支払方法については、口座引き落としとし、引き落としをもって領収とする。

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了する。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第 24 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結し、子どもの健康維持増進を図る。

(1) 学校医

医療機関の名称	中川内科医院
医 院 長 名	中川 泰洋
所 在 地	兵庫県丹波市山南町谷川 2198
電 話 番 号	0795-77-0007

(2) 学校歯科医

医療機関の名称	タカフジ歯科
医 院 長 名	高藤 和世
所 在 地	兵庫県丹波市山南町和田 268-9
電 話 番 号	0795-76-1448

(3) 学校薬剤師

名 称	管理薬剤師
薬 剤 師 名	山本 常仙

12 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡をする。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置する。

ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 副園長 ・ご利用時間 8:00～17:00 ・電話番号 0795-76-0224 F A X 0795-76-0243 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
第三者委員	民生児童委員 2名

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応する。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施。

15 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙とする。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由とするが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はこれを制止する。

16 虐待防止のための措置

本園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため、職員に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めている。

虐待を疑われる案件を発見した場合は、関係機関に連絡いたします。

別表

1. 延長保育に関する利用者負担

対象園児	金額	内容
2号、3号認定子ども(保育標準時間認定)	1時間当たり 300円	通常の保育時間終了後(18:00～19:00)の延長保育料
2号、3号認定子ども(保育短時間認定)	1時間当たり 300円	通常の保育時間開始前(7:00～8:00)または終了後(16:00～19:00)の延長保育料

2. 一時預かり保育に関する利用者負担

対象園児	金額	内容
1号認定子ども	1時間当たり 300円 (別途おやつ代として1食当たり 50円を徴収)	通常の教育時間開始前(7:00～8:00)または終了後(14:00～18:00)の預かり保育料
就学前の子ども	0歳児 1回当たり 3,500円	求職活動や病気、冠婚葬祭など保育が家庭で困難となった場合の預かり保育(7:00～18:00)
	1歳児、2歳児 1回当たり 2,500円	
	3歳児、4歳児、5歳児 1回当たり 2,000円	

3. 実費徴収

費目名(用途)	対象園児	金額	内容
給食費 ※1	1号認定子ども	月額 3,700円	主食費 450円 副食費 3,250円
	2号認定子ども	月額 5,000円 (土曜日利用者は別途1食当たり 200円を別途徴収)	主食費 500円 副食費 4,500円
バス利用料	バス利用 1号認定子ども	月額 2,000円	運転手人件費 車輜燃料代他
	バス利用 2号、3号認定子ども	月額 2,500円	
	バス未利用者園児	月額 1,200円	

※1 各月の欠食日数が当該月の給食実施日数の3分の2を超えた場合は、給食費の2分の1以内を減額することができる。

その他の実費徴収

(1) 月刊絵本代

保育利用料と一緒に引き落としいたします。

(年齢毎に金額が異なります。)

(2) その他の臨時費用

随時、お知らせいたします。